

議第61号

平成28年度各務原市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度各務原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,634,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,094,499千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		6,576,039	232,918	6,808,957
	2 国庫補助金	1,959,454	197,716	2,157,170
	3 委託金	76,986	35,202	112,188
16 県支出金		2,961,741	1,564,593	4,526,334
	1 県負担金	1,683,648	795,000	2,478,648
	2 県補助金	981,309	769,593	1,750,902
20 繰越金		1,150,000	542,488	1,692,488
	1 繰越金	1,150,000	542,488	1,692,488
22 市債		2,065,300	294,500	2,359,800
	1 市債	2,065,300	294,500	2,359,800
歳 入 合 計		45,460,000	2,634,499	48,094,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,259,015	92,813	4,351,828
	1 総務管理費	3,296,436	57,611	3,354,047
	3 戸籍住民基本台帳 費	187,947	35,202	223,149
6 農林水産業費		344,283	869,593	1,213,876
	1 農業費	101,674	869,593	971,267
7 商工費		1,505,460	1,250,442	2,755,902
	1 商工費	1,505,460	1,250,442	2,755,902
8 土木費		3,263,259	413,035	3,676,294
	4 都市計画費	1,191,990	413,035	1,605,025
9 消防費		2,134,474	6,859	2,141,333
	1 消防費	2,134,474	6,859	2,141,333
13 諸支出金		6,087,991	1,757	6,089,748
	2 繰出金	4,927,677	1,757	4,929,434
歳 出 合 計		45,460,000	2,634,499	48,094,499

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新 庁 舎 建 設 事 業	平成28年度から 平成29年度まで	63,699

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
かかみがはら航空宇宙科学 博物館リニューアル事業	平成28年度から 平成29年度まで	78,712	平成28年度から 平成29年度まで	2,938,308

第3表 地方債補正 (追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
航空宇宙科学博物館 施設整備事業	千円 294,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借り 換えすることが できる。

議第62号

平成28年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度各務原市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,617,687千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 国庫支出金		418,348	19,852	438,200
	1 国庫補助金	418,348	19,852	438,200
5 繰入金		1,039,970	1,757	1,041,727
	1 他会計繰入金	1,039,970	1,757	1,041,727
8 市債		787,500	15,600	803,100
	1 市債	787,500	15,600	803,100
歳 入 合 計		3,580,478	37,209	3,617,687

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道費		2,308,631	37,209	2,345,840
	1 公共下水道費	1,601,063	37,209	1,638,272
歳 出 合 計		3,580,478	37,209	3,617,687

第2表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 事業	千円 716,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 731,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。

議第63号

平成28年度各務原市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度各務原市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度各務原市水道事業会計予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,127,568千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,631千円、過年度分損益勘定留保資金811,009千円及び当年度分損益勘定留保資金262,928千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,236,621千円	12,000千円	1,248,621千円
第1項 建設改良費	801,326千円	12,000千円	813,326千円

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司